



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 163 ●
区分支給限度基準額について

◆ 消費税率引き上げにともなう区分支給限度基準額の変更について

消費税10%への引き上げにともない、介護報酬が改定され、10月1日から区分支給限度基準額（要介護度に応じた1カ月あたりの支給限度額）が変更になりました。

要介護度	改定前(9月末まで)	改定後(10月から)
事業対象者	50,030円	50,320円
要支援1	50,030円	50,320円
要支援2	104,730円	105,310円
要介護1	166,920円	167,650円
要介護2	196,160円	197,050円
要介護3	269,310円	270,480円
要介護4	308,060円	309,380円
要介護5	360,650円	362,170円

※住宅改修費・福祉用具購入費の限度額は変更ありません。

※事業対象者について、地域包括支援センターのケアマネジメントにより必要と認められた場合は、上限を105,310円とすることができます。

要介護（要支援）認定をお持ちの方や事業対象者の介護保険被保険者証には、区分支給限度基準額が記載されていますが、今回の改定による被保険者証の差し替えは行いません。9月30日以前に交付している介護保険被保険者証については、改定後の区分支給限度基準額に読み替えての対応となります。なお、10月以降に交付する介護保険被保険者証につきましては、改定後の区分支給限度基準額を記載しています。

◆ 区分支給限度基準額について

在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、要介護度ごとに区分支給限度基準額が設定されています。

区分支給限度基準額を超えるサービスを受けた場合は、全額自己負担になります。

(例) 要介護1（1割負担）の方が17万円分のサービスを受けた場合の自己負担額

$$\begin{array}{rcccl} \text{区分支給限度額の1割} & + & \text{支給限度額を超えた額} & = & \text{自己負担額} \\ 16,765\text{円} & & 2,350\text{円} & & 19,115\text{円} \end{array}$$

介護保険給付の対象（1・2・3割自己負担）		対象外（全額自己負担）
← 区分支給限度額 →	1割	
要介護1の場合 167,650円	16,765円	2,350円

介護保険料は大切な財源です。安心して便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116